HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

兵ト協ニュース

2010.9 No.290

風見鶏の館（神戸市）

社団法人 兵庫県トラック協会
責任者　太田啓三
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27　電話（078）882-5556　FAX（078）882-5565
ホームページ：http://www.hyotokyo.or.jp/　メールアドレス：hta@hyotokyo.or.jp

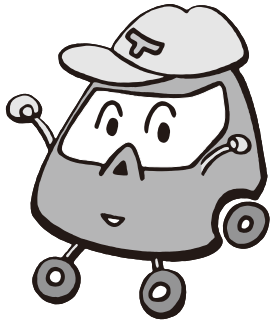

もくじ

○ 行政からのお知らせ
（国土交通）自動車点検整備推進運動の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について（依頼） 4
平成22年度　整備管理者選任前研修の実施について ・・・・・・・・・・・・・ 5
道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）ご協力のお願い 7
（厚生労働）平成22年度（第61回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について 8
（環　境）10月は「地球環境時代！
新しいライフスタイル展開キャンペーン」月間です。13
（全ト協）陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底について ・・・・ 14
労働時間と健康の管理を徹底！
JTA 労務管理システムをご活用ください ・・・・・・・・・・ 16
平成22年秋の全国交通安全運動
社団法人全日本トラック協会実施計画 ・・・・・・・・・・・・・ 18
○ 事務局からのお知らせ
ドライブレコーダー機器助成対象機種が追加されました ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
平成22年度　整備管理者選任後研修会のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
○ 陸災防のページ
秋の交通労働災害防止運動実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
平成22年度　健康づくり・快適職場推進月間実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
はい作業主任者技能講習会のお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）のお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・ 30
○ 会員だより ・・ 35
○ 協 会 日 誌 ・・・ 36

国土交通

近運技整第160号
平成22年7月30日

近畿トラック協会会長　殿

近畿運輸局長

自動車点検整備推進運動の実施について

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。一方で、交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止を含む自動車の不具合による事故件数を減少させることが求められているとともに、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっております。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、点検・整備の実施が義務付けられていますが、点検・整備の実施状況は十分とは言いがたい状況です。このため、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領に基づき、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を一層強力に推進することとしております。

つきましては、本年度も標記の自動車点検整備推進運動を実施することとしましたので、貴検査部（事務所、会）におかれましてもご支援、ご協力頂きますようお願いいたします。

（別添）

平成22年度「自動車点検整備推進運動」の実施要領

平成22年7月
国土交通省
自動車交通局

第1　目　的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっているが、一方で、交通事故による死傷者数は、近年減少傾向にあるものの、負傷者数

は、年間90万人を超えるなど厳しい状況が続いている。また、大型自動車については、依然として車輪脱落事故やバスの車両火災等が発生している状況にある。さらに、環境の面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への取り組みについて求められているところである。

自動車ユーザーには、自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図ることを目的として、点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられているが、自動車ユーザーにその必要性が十分に理解されているとは言いがたい状況にある。このことを踏まえ、車両の安全確保、環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現していくためには、自動車ユーザーが適切な点検・整備の実施の必要性を理解する必要があり、さらに、運送事業用の大型自動車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みてホイールの取付状態と燃料装置等に関する重点点検の実施等の取り組みが必要である。

このため、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解して頂くとともに、自動車運送事業者等の大型自動車を用いるユーザーにあっては、より確実に点検整備を実施して頂くため、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する。

第2　実施機関

国土交通省、自動車関係30団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係14団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3　実施期間

平成22年9月1日（水）から10月31日（日）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、点検・整備の重要性を自動車ユーザーに対して周知を図るための運動を行うものとする。ただし、強化月間以外であっても、ＰＲ等の運動は継続して実施するものとする。

第4　重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたＰＲ等を行うこととし、「自動車点検整備推進運動強化月間」には、下記の運動を推進する。

1.　重点項目

①　点検・整備の必要性の啓発

②　大型自動車に関する適切な点検・整備の方法についての啓発

③　エコ整備（点検・整備によるCO^2削減効果をいう。以下同じ。）の積極的な啓発

2.　重点実施方法

⑴　自動車の点検・整備を推進するためのイベント等の開催

① 中央においては、協議会主催で「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するためのイベントを実施する。

② 地方で開催するイベントのうち、集客力等を考慮して選定した地区について、協議会から集客等の支援を行う。

③ 地方で開催するイベントについて、名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、それらを対象とした全国統一様式のアンケート調査を実施する。

⑵ 総合的な広報・啓発活動の実施

① 協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。

② 国土交通省、協議会及び連絡会の所属職員等に対し、庁舎・営業所等における館内放送等によって、点検・整備の実施励行を呼びかける。

⑶ 重点点検の実施

運送事業用の大型自動車について、ホイールの取付状態や燃料装置等に関する重点点検を実施する。

⑷ マイカー点検教室、講習等の開催

点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを盛り込んだ自動車ユーザーを対象としたマイカー相談や講習会等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

⑸ 出前講座の実施

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車教習所や自動車専門学校などに赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを盛り込んだ内容の出前講座を行うよう努力する。

⑹ 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として設置した「黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の重要性を啓発する。

事　務　連　絡
平成22年8月10日

（社）兵庫県トラック協会
会長　福永 征秀 様

近畿地方整備局
兵庫国道事務所長

異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について（依頼）

平素は、当所の道路事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道28号	淡路市塩尾～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量160mm	洲本維持出張所（0799）22-1680
	洲本市中川原町厚浜～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量160mm	
一般国道176号	西宮市塩瀬町名塩～西宮市塩瀬町生瀬	1.8km	連続降雨量160mm	西宮維持出張所（0798）35-6470

大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨時の異常気象時において、通行車両等を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達したら道路の通行を規制する区間を定めています。
土砂崩落、落石などは一般的には雨量との関連が強く、このことから道路管理者があらかじめ、過去の記録等を参考に定めた雨量（規制雨量といいます）に達した時に、その区間では通行止を行っているのです。
このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。

規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①淡路市塩尾～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量160mm	洲本維持出張所（0799）22-1680
②洲本市中川原町厚浜～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量160mm	

規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①西宮市塩瀬町名塩～西宮市塩瀬町生瀬	1.8km	連続降雨量160mm	西宮維持出張所（0798）35-6470

最新の道路情報があなたの安全をサポートします。

日本道路交通情報センター等では電話による問い合わせにお答えしています。
走行中は道路情報板、道路情報ラジオ（1620kHZ）などの情報に注意しましょう。

日本道路交通情報センター（兵庫情報）神戸：050-3369-6628
日本道路交通情報センター（関西情報）大阪：050-3369-6627
兵庫国道路情報案内 神戸：078-334-1618

降雨情報については、インターネットで最新情報を配信しています。
兵庫国道事務所のホームページ　http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/
国土交通省防災情報提供センター　http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

問い合わせ先
国土交通省
近畿地方整備局
兵庫国道事務所
〒650-0042
神戸市中央区波止場町3-11
TEL（078）334-1600（代）
FAX（078）334-1611

神兵整第369号の2
平成22年8月6日

（社）兵庫県トラック協会会長　殿

神戸運輸監理部兵庫陸運部長

平成22年度　整備管理者選任前研修の実施について

時下、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は国土交通行政につきまして格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、実施することとしました。

つきましては、平成22年8月6日付け「神戸運輸監理部兵庫陸運部公示」の写しを送付いたしますので、貴傘下会員への連絡方宜しくお願いいたします。

神戸運輸監理部兵庫陸運部公示

神兵整公示第2号

平成22年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、下記のとおり実施する。

平成22年8月6日

神戸運輸監理部　兵庫陸運部長

記

1．研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者（整備士の資格を有さない方）

2．研修内容

(1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
(2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
(3) 点検・整備の方法に関する事項
(4) 整備管理者の関係法令に関する事項
(5) その他整備管理者に必要な事項

3．実施日時及び実施場所　下半期（10月～3月）

実　施　日　時	実　施　場　所	定員	申　請　締　切　り
平成22年11月15日(月) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成22年11月8日(月)
平成22年11月24日(水) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成22年11月17日(水)
平成22年12月14日(火) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成22年12月7日(火)
平成23年1月18日(火) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成23年1月11日(火)
平成23年2月22日(火) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成23年2月15日(火)

4．注意事項

(1) 当日は、写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参下さい。

(2) 研修開始30分前より受付を開始します。

(3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

(4) 予約は、ファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。

(5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。

(6) ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

5．問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門

住所：神戸市東灘区魚崎浜町34－2

TEL : 078－453－1103

FAX: 078－431－8761

ご協力のお願い

国土交通省では、概ね5年毎に、全国一斉に「道路交通センサス」（全国道路・街路交通情勢調査）を実施しております。この調査は、自動車をお持ちの皆様にその利用実態をおたずねし、将来の交通計画を立てるための基礎資料を得ることを目的としています。

今後、国土交通省が管理している平成22年6月末現在の自動車登録情報より、調査対象車両を無作為に選定し、選定された営業用貨物車に対して調査を実施致します。

ご回答いただきました内容は、統計的に処理を行い、調査目的以外には使用いたしません。

また、調査により得られた個人情報、調査票については、調査終了後に国土交通省が責任をもって処分いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

本調査に関する詳しい情報を　http://www.mlit.go.jp/road/h22census/にて公開しておりますので、ご覧下さい。

平成22年8月

国土交通省　近畿地方整備局　兵庫国道事務所
社団法人　兵庫県トラック協会

!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
５号湾岸線へ迂回をお願いします。!!

厚生労働省発基安0723第1号
平 成 22 年 7 月 23 日

国土交通事務次官　殿

厚生労働事務次官

平成22年度（第61回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、平成22年度全国労働衛生週間実施要綱（別添）に基づき、**10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、**

「心の健康維持・増進　全員参加でメンタルヘルス」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添）

平成22年度 全国労働衛生週間実施要綱

1　趣　旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第61回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は7,491人であり、過去最少となっている。しかしながら、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成21年は52.3%に上っている。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の3年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、粉じん障 害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組

み、労働者の健康の確保を図ることが必要である。

特に、我が国における自殺者数が近年3万人を超えており、そのうち約2,500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が約6割に上っていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずおり、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。このため、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者がそれぞれの立場において心の健康の維持・増進に取り組み、労働者の心の健康が確保された職場を実現していくことが重要である。

このような観点から、本年度は、

「心の健康維持・増進　全員参加でメンタルヘルス」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2　スローガン

「心の健康維持・増進　全員参加でメンタルヘルス」

3　期　間

10月1日から10月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会

6　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7　実施者

各事業場

8　主唱者、協賛者の実施事項

⑴　労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

⑵　雑誌等を通じて広報を行う。

⑶　労働衛生講習会等を開催する。

⑷　事業場の実施事項について指導援助する。

⑸　その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を実施する。

9　協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10　実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

⑴　本週間中に実施する事項

ア　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

イ　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

ウ　労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催

エ　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

カ　労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示

キ　その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

⑵　準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

ア　労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

（ア）企業及び事業者のトップによるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明

（イ）衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

（ウ）セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの推進に関する教育研修・情報提供

（エ）職場環境等の評価と改善、メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施

（オ）自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施

イ　過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

（ア）時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（イ）健康管理体制の整備、健康診断の実施等

（ウ）長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

ウ　労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

（ア）事業者による労働衛生管理体制に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

（イ）労働者の健康管理等に関する知識について必要な要件を備えた産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

（ウ）衛生委員会の開催とその活動の活性化

（エ）危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

（オ）現場管理者の職務権限の確立

（カ）労働衛生管理に関する規定の点検、整備・充実

エ　作業環境管理の推進

（ア）有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善

（イ）局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底

（ウ）粉じん作業場所等健康障害のおそれのある場所の清掃及び清潔の保持の徹底

（エ）換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

オ　作業管理の推進

（ア）自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

（イ）作業管理のための各種作業指針の周知徹底

（ウ）適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

カ　健康管理の推進

（ア）健康診断の実施と有所見者に対する医師からの意見聴取及び健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針による就業上の措置の徹底

（イ）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

（ウ）高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携

（エ）小規模事業場における地域産業保健センターの活用

キ　労働衛生教育の推進

（ア）雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

（イ）衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

ク　粉じん障害防止対策の徹底

第7次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進

（ア）ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

（イ）アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策

（ウ）離職後の健康管理

ケ　職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

（ア）作業標準の策定

（イ）作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保

（ウ）介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討

コ　電離放射線障害防止対策の徹底

サ　騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

シ　振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

（ア）日振動ばく露量Ａ（8）の考え方等に基づく振動障害予防対策の徹底

（イ）振動工具管理責任者の選任及び振動工具の点検・整備の励行

ス　ＶＤＴ作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるＶＤＴ作業における労働衛生管理対策の推進

セ　化学物質の管理の推進

（ア）化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進

（イ）化学物質のばく露防止、作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進

（ウ）化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用

（エ）建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止

（オ）建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止

（カ）ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施

（キ）職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインに基づく措置の実施

（ク）化学物質による眼・皮膚障害防止のための保護具の着用等の徹底

（ケ）化学設備等の改造、修理等の作業における中毒等の防止のための工事発注者と請負業者との連携等の実施

（コ）ナノマテリアルに対するばく露防止対策の実施

ソ　石綿障害予防対策の徹底

（ア）建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

（イ）吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

（ウ）石綿製品の全面禁止の徹底

（エ）例外的に禁止が猶予された石綿製品の非石綿製品への代替化の推進

（オ）離職後の健康管理の推進

タ　心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

チ　快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ツ　職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った全面禁煙・有効な喫煙室の設置等の対策の推進

テ　職場における新型インフルエンザ等対策の徹底

ト　職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進

ナ　職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組み

10月は「地球環境時代!新しいライフスタイル展開キャンペーン」月間です。

新しいライフスタイル委員会及び兵庫県が、地球環境時代における新しいライフスタイルの展開を促進するためのキャンペーンを実施します。

みなさんも、この機会にぜひ環境に配慮した消費行動をはじめ、地球環境に負荷を与えない生活を実践してみてください。

実施期間：平成22年10月1日（金）～10月31日（日）
地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～
実施主体：新しいライフスタイル委員会、兵庫県

地球環境時代に適応した新しいライフスタイルの展開とは…

地球温暖化、生物多様性、廃棄物などの地球問題の重大さを認識し、日常の身近なところから、地球環境に負荷を与えない生活を実践すること。

（具体的内容）

・環境にやさしい買い物をしましょう

買い物袋を持参し、再生品・「地元産」「旬」のもの・包装の少ないもの・詰替用の商品・はかり売りのもの・容器は再利用できるもの・長く使えるもの・環境負荷の少ないものを選びましょう。

・省エネ生活を徹底しましょう

人のいない部屋は消灯する、テレビをつけっぱなしにしない、外気温に注意し不要な冷暖房は控える、冷蔵庫は整理整頓し扉の開閉回数も少なくする、入浴時はお湯やシャワーの使いすぎに注意する、駐停車時はアイドリングストップするなど、地球と家計にやさしい省エネ生活を徹底しましょう。

お問い合わせ：兵庫県環境政策課エコライフ係
TEL 078-362-3156

全 ト 協

全ト協発第225号(労)
平成22年8月10日

都道府県トラック協会
会　長　　殿

社団法人 全日本トラック協会
会　長　中西　英一郎

陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、陸上貨物運送事業における労働災害による死亡者数は、平成22年1月～6月（速報値）をみると、60人、前年比15人、33.3%と大幅な増加となっており、看過できない状況となっています。事故の型別では、交通事故によるものが38人、前年比13人、52%の大幅な増加で、特に深夜時間帯における追突事故による死亡事故が昨年に比べて多発しており、早急な対策の強化が必要となっています。

このため、当協会あてに厚生労働省から別添のとおり、「陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底」について通知があり、交通労働災害防止のガイドラインに基づき、適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施、ならびに点呼等の実施及びその結果に基づく措置について確実に実施されるよう、要請されました。

（別添）

基安安発0803第1号
平成22年8月3日

社団法人 全日本トラック協会　会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
（契　印　省　略）

陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底について(緊急要請)

陸上貨物運送事業の労働災害による死亡者数については、平成22年1月から6月までの速報値を

みると、60人と前年に比べて15人、33.3%（全産業で460人、10.8%増）の大幅な増加となっており、これは2年前に比べても5.3%増（全産業で－11.2%減）でもあり、看過できない状況にあります。事故の型別では、交通事故によるものが38人と前年に比べて13人、52%の大幅な増加で、とりわけ深夜時間帯（22時～5時）における追突事故による死亡災害が昨年と比べ多発しており、早急な対策の強化が必要となっています。

以上のような災害発生状況を踏まえ、事業者は交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、特に**睡眠時間の確保に配慮した措置である下記の事項について確実に実施するよう会員事業場等に対して周知・指導を図っていただき**、陸上貨物運送事業におけるトラックの交通事故等による労働災害防止の徹底に努めてくださるよう要請します。

記

1. **適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施**

疲労等による交通労働災害を防止するため、運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮し、無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成すること。

また、乗務状況を把握し走行計画どおり走行できなかった場合には、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行うこと。

2. **点呼等の実施及びその結果に基づく措置**

安全な運転を実施させるため、運転等業務従事者に乗務を開始させる前に点呼等を実施し、睡眠不足が著しく、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め必要な措置を講じること。

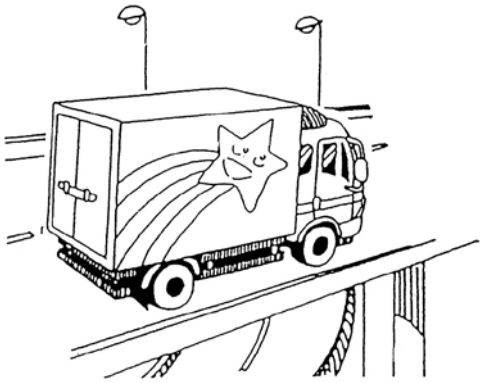

トラック運転者の安全を守るために 労働時間と健康

時間管理を徹底しよう！

改善基準告示の遵守

“改善基準告示に基づいた労働時間の管理”で、トラック運転者の労働時間や休日を守ることができます。しかし、それだけで安心はできません。「労務管理に関する改正法」に従い、運行期間を守るとともに、乗務前・乗務後の対面点呼で各人の健康状態などをよく観察し、トラック運転者に無理をさせない労務管理を行ってください。

■ 労務管理に関する改正法の概要

運行期間

トラック運転者が営業所を出発後、帰着するまでの期間を144時間（6日間）を超えてはいけません。

点　呼

乗務前・乗務後の点呼は対面点呼です。対面点呼を行えない運行の時は、中間点呼が義務づけられています。

指示書の携行

対面点呼を行えない運行の場合（2泊3日以上の運行など）には、運行管理者は運転者に運行指示書を携行させてください。

改善基準告示の遵守だけではなく、一人ひとりに無理のない労務管理を。

■ 改善基準告示（トラック運転者関係）の概要について

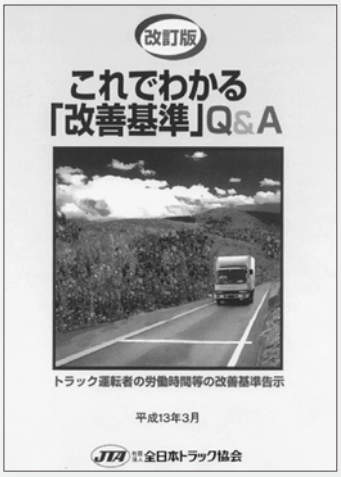

項目	改善基準の内容
拘束時間	**1ヵ月　293時間内** （労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可） **1日原則　13時間以内** **1日最大　16時間（15時間超えは1週2回以内）**
休息期間	**継続8時間以上** 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること。
運転時間	2日平均で1日あたり9時間以内 2週平均で1週間あたり44時間以内
連続運転時間	4時間以内（運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）
時間外労働	改善基準告示に定める拘束時間の範囲内で、1日、2週間、1ヵ月以上3ヵ月以内の期間、1年の上限時間を労使協定で結ぶ。
休日労働	2週間に1回以内、かつ、1ヵ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労働時間の取り扱い	労働時間は、拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む）を差し引いたもの。事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内
休日の取り扱い	休日は休息期間に24時間を加算した時間。いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適用除外	緊急輸送・危険物輸送などの業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより、適用除外。

の管理を徹底!

パソコンで簡単に
労務管理！

そこで JTA労務管理システムをご活用ください。

全日本トラック協会は、「自動車運転者の改善基準告示」を遵守するために、各事業者が適切な労務管理を行う上で、活用しやすい『JTA労務管理』システムを準備しました。

本システムは、運転手ごとに日々の始業時間、終業時間、休憩時間を入力することにより、日々や月間の拘束時間、労働時間、時間外労働などを自動的に計算、わかりやすく管理できます。本システムを活用し、適切な労務管理を行い、安全輸送の確保に努めてください。

- ▶本システムは、全日本トラック協会のホームページにアクセスすると、会員事業者の方は無料でダウンロードできます。
- ▶システムに関するご質問などは、全日本トラック協会の労働部までお問い合わせください。

▶画面例：大切なチェックポイントが一目瞭然！

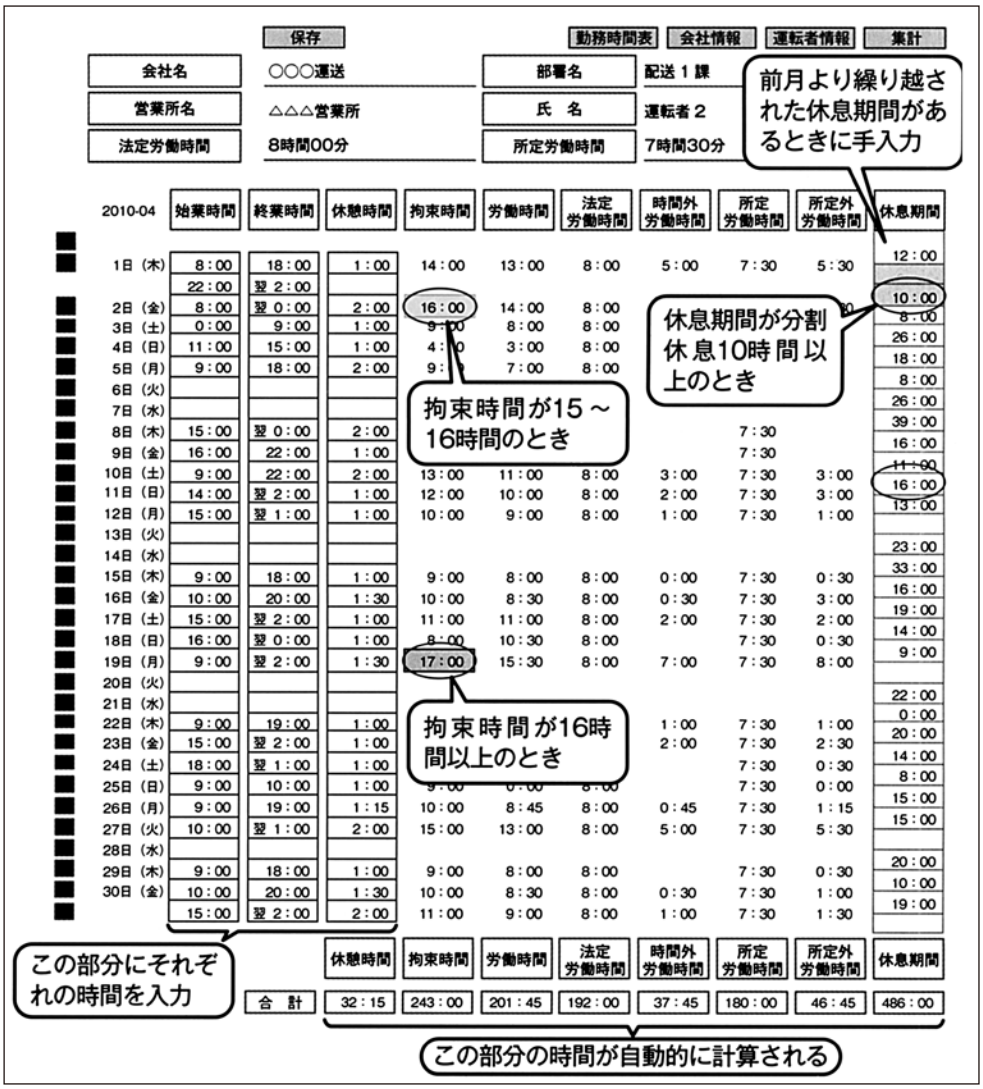

ホームページから無料ダウンロード
http://www.jta.or.jp

平成22年秋の全国交通安全運動

社団法人全日本トラック協会実施計画

平　成　２２　年　８　月
社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会は、交通対策本部決定の平成22年秋の全国交通安全運動推進要綱並びに同国土交通省策定の実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、平成22年秋の全国交通安全運動を9月21日（火）～同月30日（木）までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、都道府県トラック協会を通じ、本交通安全運動を推進する。

なお、実施にあたっては、「高齢者の交通事故防止」を運動重点の基本とするほか、「飲酒運転の根絶」を重点とする。

都道府県トラック協会においては、本実施計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、関係機関と密接に連携、協調して効果的な推進を図るものとする。この際、適正化指導員等のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めるものとする。

なお、本年は、本運動期間中の9月30日（木）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動に併せて、会員事業者のみならず、広く一般に対しても周知を行うものとする。

— 記 —

１．安全運行の徹底

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」という。）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

⑴　経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

⑵　歩行者及び自転車利用者（特に高齢者）の交通事故を防止するために、前照灯の早期点灯や危険が予測される場面での減速運転を励行させる。

⑶　酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底する。

また、運転者の呼気からアルコールが検知された場合には、乗務させないことを徹底する。

⑷　正しい方法によりシートベルトを着用することを徹底させる。

⑸　交通事故を事故類型別にみると追突事故が最も多いことから、追突事故防止対策について徹底させる。

①　最高速度の厳守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度で走行さ

せる。特に深夜と早朝には十分注意させる。

② 走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させる。大型貨物自動車はアイポイントが高いため、特に高速道路においては前走車への無理な追随運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないように注意喚起する。

⑹ 交差点通過時の安全確認を徹底させる。

⑺ CO_2 の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を徹底させる。

① 不必要なアイドリングをさせない。

② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない

③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（加減速）運転をしない。

④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンブレーキ等を適切に使う。

⑻ 危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図る。特に関係法規を事前に学習させる。また、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、取扱方法、通行ルートの確認を徹底するとともに輸送時の慎重な運転を励行させる。

⑼ 悪質・危険な運転行為、事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底させる。

⑽ 踏切通過時には、鉄道との衝突事故を防止するため、一時停止し、安全確認を行い無理に進入しないよう徹底させる。また、架線切断事故を防止するため、クレーン等装着車の通行に当たっては、格納していることを再確認させる。

⑾ 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について徹底させる。

① 最高速度・制限速度を遵守するとともに、交差点右左折時やカーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。

② 積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。

③ 鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底させる。

④ 高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。

⑤ コンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に行うこと。

⑥ 特殊車両通行許可の取得及び通行条件等関係法令遵守を徹底させる。

⑦ 基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう徹底する。

⑿ 運転者の運転免許証の確認を徹底させる。

⒀ 「迷惑駐車をしない、させない」の徹底

⒁ 事業用自動車の重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。

（参考「事業用自動車安全通信」登録用 URL http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine. html）

2．過労運転の防止

事業者は、次の事項に留意し、運転者の過労運転を防止する。

⑴　運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交換運転者の配置など、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、長時間労働を背景とした交通労働災害を防止するため、労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底する。

⑵　過労運転及び居眠り運転の防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止、疾病、疲労等の状態にある運転者の乗務を防ぐため、健康管理のチェック等を厳正かつきめ細やかに実施する。

また、運転者に対し、職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。

⑶　健康診断記録等を活用し、運転者の健康管理の情報を運行管理に反映させ、過労運転の防止に努める。

3．過積載運行の防止

事業者は、適切な運送（積載）計画の作成により過積載を防止する。また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させ、不適正な積付・固縛を防止するとともに過積載となる車両は運転させない。

4．車両の安全確保

事業者は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全確保の徹底を図る。

⑴　運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。特に大型車に関しては、車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。

⑵　高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等不正改造した事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認する等して不正改造等の排除について徹底を図る。

⑶　運転者の視界を妨げ、車両運行上安全確保の支障となる前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取り付けを禁止させるように徹底させる。

⑷　突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。

⑸　無車検車両、無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止。

事務局からのお知らせ

ドライブレコーダー機器助成対象機種が追加されました

○ドライブレコーダー機器

・株式会社ピットイン　DER－710P（1カメ）　本体価格　40,000円

DER－910P（2カメ）　本体価格　60,000円

☆連絡先：TEL 024-937-0005

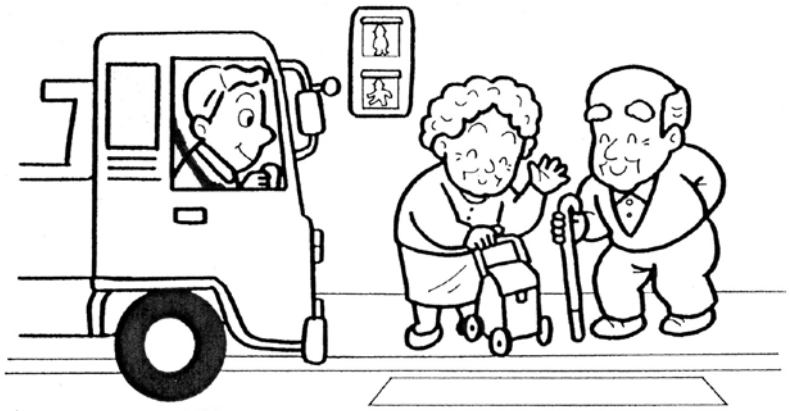

＜平成22年度　整備管理者選任後研修会のご案内＞

下記のとおり、平成22年度整備管理者選任後研修会が開催されますので、各事業所の整備管理者は、必ず受講して下さい。

1. 申込方法

同封の申込書にご記入の上、平成22年10月15日（金）までに、トラック協会適正化事業部まで、お申込み下さい。（FAX可）折返し資料引換券（ハガキ）を送付いたします。

2. 受講料

トラック協会で負担いたします。

3. 日時・場所

平成22年

第１回	10月21日（木）	受付13：00より	13：30～16：00	兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地 ☎078－333－5951
第２回	10月28日（木）	受付13：00より	13：30～16：00	和田山町文化会館 朝来市和田山町玉置877番地の1 ☎079－672－1000
第３回	11月４日（木）	受付13：00より	13：30～16：00	姫路市勤労市民会館 姫路市中地354 ☎079－298－3331
第４回	11月30日（火）	受付13：00より	13：30～16：00	兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地 ☎078－333－5951

平成23年

第５回	１月17日（月）	受付13：00より	13：30～16：00	兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地 ☎078－333－5951
第６回	１月27日（木）	受付13：00より	13：30～16：00	姫路市勤労市民会館 姫路市中地354 ☎079－298－3331
第７回	２月15日（火）	受付13：00より	13：30～16：00	兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地 ☎078－333－5951
第８回	２月24日（木）	受付13：00より	13：30～16：00	姫路市勤労市民会館 姫路市中地354 ☎079－298－3331

以上8回のうち、いずれかの会場で受講して下さい。
受講当日、必ず資料引換券をご持参下さい。

4. その他

(1) 各会場とも定員に達した場合は、ほかの日時に変更していただくことがあります。
(2) 駐車場狭隘のため、他の交通機関をご利用下さい。

お問い合わせ（社）兵庫県トラック協会 適正化事業部

問い合せ先
陸運労災防止協会 兵庫県支部
（兵庫県トラック協会内）
電話 078-882-5556

兵庫労働局からのお知らせ

秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱
　兵庫労働局
　県下各労働基準監督署
協賛
　兵庫労働局交通労働災害防止関係機関
　国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・
　兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会・
　陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・
　社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部・
　神戸新聞社

1　趣旨

兵庫県における平成21年の労働災害による死亡者数は45人で、前年の49人に比べ4人減少した。死亡者総数のうち、交通労働災害による死亡者数は4人で前年より9人減少し、全体に占める比率も9パーセントと、大幅な減少となった。業種別では、建築工事業、土木工事業、道路貨物運送業、警備業で各1人となっている。

一方、県内の平成21年の労働災害による死傷者数は4,568人であったが、そのうち交通労働災害によるものは306人で、新聞販売業が55人、通信業が45人、道路貨物運送業が38人、道路旅客業が34人などとなっている。

以上のように、平成21年の交通労働災害は、死亡者数、死傷者数ともに前年に比べ大幅な減少となったが、平成22年は6月末時点で、前年同期に比べ、死亡者数が3倍、死傷者数が18パーセントの各増加となっている。特に死亡者数では、道路貨物運送業の2人（前年同期0人）、死傷者数では、新聞販売業の24人（前年同期19人）が最も多くなっており、他の業種でも増加が懸念されることから、現状の増加傾向に歯止めをかけ、減少させることが重要な課題となっている。

このため、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を「秋の交通労働災害防止運動」（以下「防止運動」という。）月間と定め、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することとする。

なお、死傷災害の中では、新聞販売業と道路貨物運送業の占める比率が高いことから、新聞販売業、道路貨物運送業を重点業種とする。

2　実施時期

平成22年9月1日から平成22年9月30日まで

3　対象業種

新聞販売業と道路貨物運送業を重点業種として、その他全業種を対象業種とする。

4　目標

交通労働災害の防止

（特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す。）

5　実施事項

(1) 兵庫労働局

ア　行政・災害防止団体・業界団体等への防止運動推進の文書要請

イ　ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

ア　団体、事業場指導時に防止運動を要請

イ　自動車（道路貨物運送業）監督時に防止運動を周知

(3) 協賛者

ア　事業場が行う防止運動活動に対する支援

イ　機関誌等による広報活動

(4) 事業場

ア　全業種共通事項

（ア）「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

①　交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者、運行管理者等）を選任するとともに管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。

②　安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。

③　交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。

④　適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。

⑤　適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。

⑥　乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。

⑦　交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。

⑧　健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等）を行う。

（イ）防止運動として、交通労働災害防止の研修実施

イ　新聞販売業

（ア）上記アの「全業種共通事項」のうち、（ア）の①、④、⑤、⑥、⑦の事項

（イ）適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

（ウ）高齢者について、十分に配慮する。（死亡災害被害者の多くが高齢者によるもの）

（エ）次の事項を推進する。

①　走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。

②　悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。

③　交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。

④　配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。

⑤　配達時において「安全作業のポイント7」を励行させる。

ウ　道路貨物運送業

（ア）上記アの「全業種共通事項」

（イ）次の事項を推進する。

①リスクアセスメント（危険有害性の調査）を進める。

②陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

（参考）

兵庫県内の平成21年交通労働災害発生状況（単位：人）

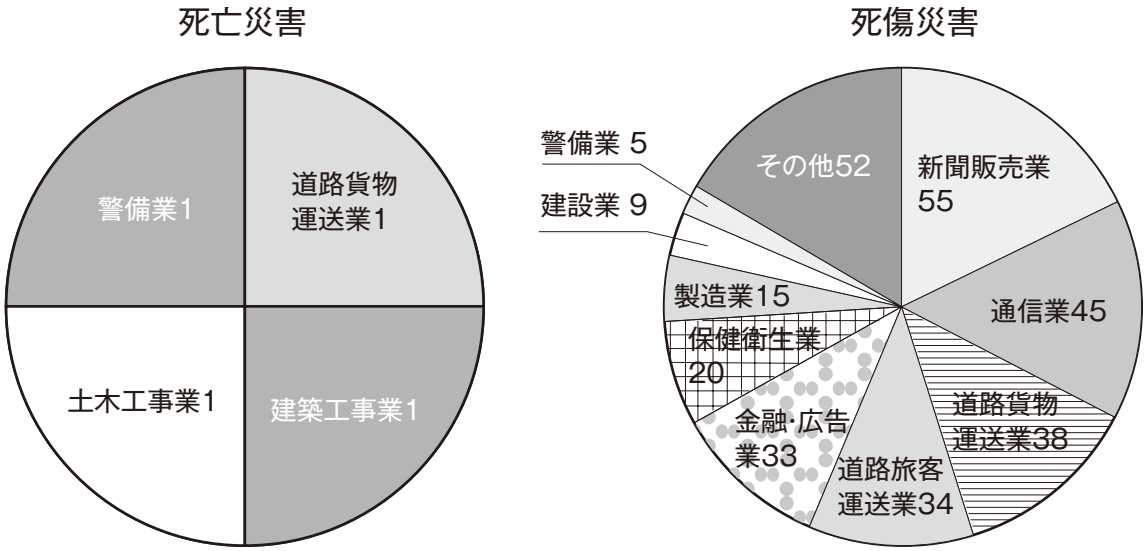

注）死傷災害：死亡及び休業4日以上の災害

兵庫県内死亡災害発生状況（平成元年～平成21年）（単位：人）

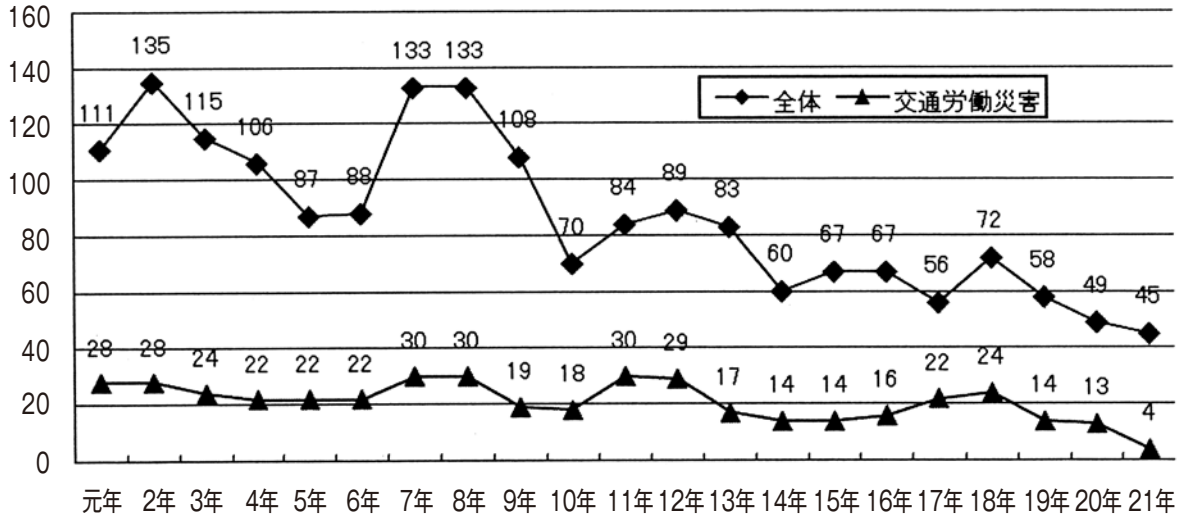

平成22年度 健康づくり･快適職場推進月間実施要綱

兵庫労働局

第1　趣旨

近年の産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合が5割に達している。

また、職業生活等において強い不安、悩み及びストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、精神障害等による労災支給決定件数も増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、各事業場においては労働者の心身両面にわたる総合的な健康保持増進活動（心とからだの健康づくり。以下、「THP」という。）と働きやすい快適な職場環境の実現に対する積極的な取り組みが求められている。

このため、兵庫労働局では、全国労働衛生週間の期間を含む10月の1か月間を「健康づくり・快適職場推進月間」として設定し、事業者を含む関係者が一体となって、次の取り組みを集中的に推進することとする。

第2　実施期間

平成22年10月1日から平成22年10月31日までとする。

また、「兵庫健康づくり・快適職場推進大会」が開催される9月22日を実施期間に含めることとする。

第3　主唱者・協賛団体

(1) 主唱者

兵庫労働局

県下各労働基準監督署

(2) 協賛団体

社団法人兵庫労働基準連合会

兵庫快適職場推進センター

独立行政法人健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター

兵庫THP推進機関協議会

第4　重点目標及び実施事項

重点目標

(1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号。以下、「THP指針」という。）に基づくTHPの推進

(2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境を形成するための措置に関する指針」（平成4年7月1日付け労働省告示第59号。以下、「快適職場指針」という。）に基づく快適な職場環境の形成促進

(3) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号。以下、「メンタルヘルス指針」という。）に基づくメンタルヘルス対策の推進

事業者が実施する事項

(1) 事業場内健康保持増進対策の推進体制について「THP指針」に沿った点検を実施し、事業場の実情に応じて対応可能な部分から体制の整備に努めること。

(2) 法定健康診断の実施状況を確認するとともに、その結果に基づく有所見者への事後措置の徹底を図ること。

(3) 「メンタルヘルス指針」に基づくメンタルヘルスケアの実施を図ること。また、「メンタルヘルス対策支援センター事業」の内容等についての理解に努めること。

(4) 快適職場を主眼にした経営首脳による職場巡回を実施し、職場環境の見直しと快適職場推進計画を作成するとともに、積極的な快適職場推進計画認定申請を行うこと。

(5) 健康づくり、メンタルヘルス及び快適職場に関する標語や職場改善提案等を募集すること。

(6) 「兵庫健康づくり・快適職場推進大会」及び関係労働災害防止団体等が実施する研修会等へ積極的に参加すると共に、自主的な企画に努めること。

講習会のお知らせ

◎　はい作業主任者技能講習会

※　「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。
高さが２メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

１．講習日時・会場　注：当日は８時45分より受け付けします。

講習日時	１日目	平成22年10月13日（水）　９時～17時
	２日目	平成22年10月14日（木）　９時～18時
講習会場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

２．受 講 料

	受 講 料	テキスト代	合　　計
兵ト協会員	6,500円 （内消費税5%　309円）	陸災防兵庫県支部負担	6,500円 （内消費税5%　309円）
非　会　員	6,500円 （内消費税5%　309円）	1,500円 （内消費税5%　71円）	8,000円 （内消費税5%　380円）

３．受講資格
「はい」付け又は「はい」くずしの作業に３年以上従事した経験を有する方。

４．申込要領
（１）　陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。
①　**受講申込書**（Ａ４サイズにコピーして使用して下さい）
②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）
※　合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。**
２枚の内うち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。
③　**本籍地を証明できる書類**
※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）
④　**受講料**
（申込先）

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間
平成22年９月13日（月）～平成22年10月５日（火）必着
ただし、期間にかかわらず定員（100名）に達ししだい締め切ります。
（定員に空きがあれば、前日まで受付可）

５．修　了　証

法定の講習時間を受講し、**修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。
２日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

６．持　参　品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

はい作業主任者技能講習会場
（社）兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町２丁目４番27号
ＴＥＬ（０７８）８８２－５５５６

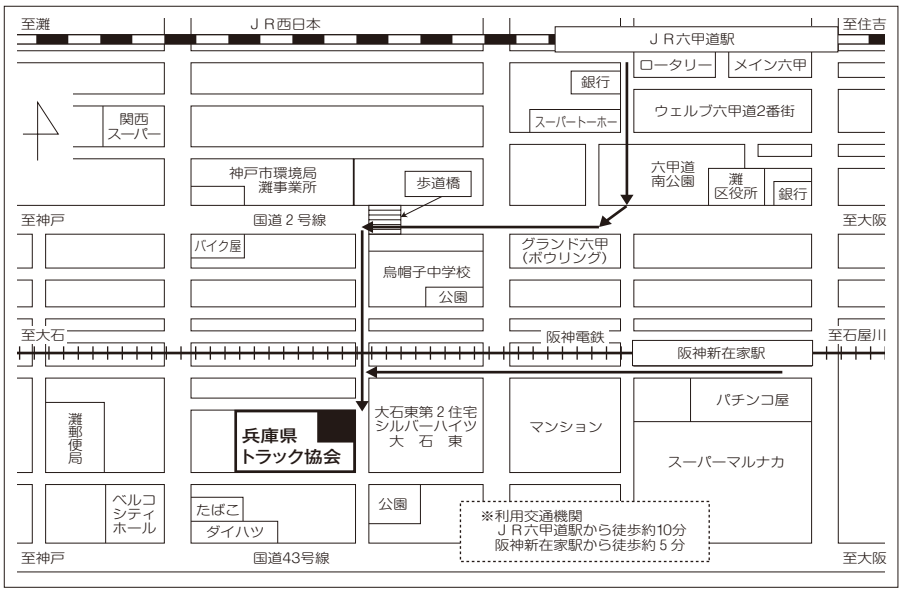

様式 5　　受付番号＿＿＿＿＿＿

はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。縦3.5ｃｍ横2.5ｃｍ

ふ り が な		性別	修了証番号	※
氏　　名		男・女		
生 年 月 日	年　月　日生	交付年月日	※	
現　住　所（修了証に載ります）	〒 電話（携帯電話）	本籍	都道府県	
勤務先	所在地	〒 電話　ＦＡＸ		
	名　称			

証　明　書

受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に　　年　　月から　　年　　月まで３年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成　　年　　月　　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事 業 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

書替・再交付年月日	※　　年　　月　　日

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

講習会のお知らせ

◎　フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※　最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

１．講習日時・会場

学科	講　習　日	平成22年11月18日（木）　8時30分～　　８時15分受付
	会　　場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。 （公共交通機関を利用して下さい）
実技	講　習　日	平成22年11月21日（日）　８時～　　７時45分受付 11月27日（土）　８時～ 11月28日（日）　８時～
	会　　場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島８－11－３　※駐車場：有

２．受講料

	受講料	テキスト代	合　計	受講資格
兵ト協会員	33,600円 （内消費税5%　1,600円）	陸災防兵庫県支部負担	33,600円 （内消費税5%　1,600円）	普通自動車運転免許を有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 （内消費税5%　1,600円）	1,400円 （内消費税5%　66円）	35,000円 （内消費税5%　1,666円）	

３．申込要領

（１）　陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（Ａ４サイズにコピーして使用して下さい）

②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）

※　合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。**
２枚のうち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　**本籍地を証明できる書類**

※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④　**受講料**

（申込先）

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間
平成22年10月12日（火）～平成22年11月9日（火）必着
ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。
（定員に空きがあれば、前日まで受付可）

４．修　了　証

法定の講習時間を受講し、**学科実技共、修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。

４日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

５．持　参　品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学　　科　　会　　場
㈳兵庫県トラック協会
神戸市灘区大石東町２丁目４番27号
ＴＥＬ（０７８）８８２－５５５６

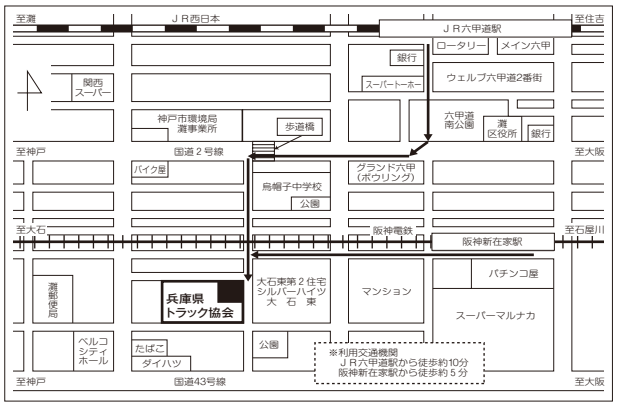

実　　技　　会　　場
神戸港湾教育訓練協会
神戸市中央区港島８－11－３

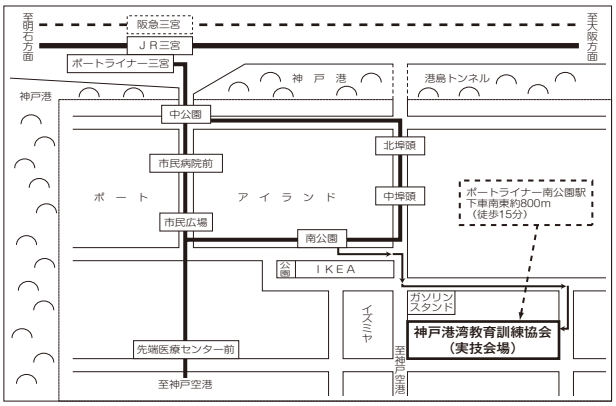

様式 4

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を貼付して下さい。
縦3.5ｃｍ
横2.5ｃｍ

ふりがな		性別	修了証番号	※
氏　　名		男・女		
生年月日	年　月　日生	交付年月日	※	
現住所（修了証に載ります）	〒 電　話（携帯電話）	本籍	都道府県	
勤務先 所在地	〒 電　話　　ＦＡＸ			
勤務先 名称				
所持する自動車運転免許証	１．大型特殊（カタピラ限定なし） ２．大　型 ３．中　型 ４．普　通 ５．大型特殊（カタピラ限定付） （注）所持する免許に○を付けて下さい	免許証番号		
		取得年月日 年　月　日		
		発行者 公安委員会		
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。		平成　年　月　日 受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞		
書替・再交付年月日	※　年　月　日			

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

平成22年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講　習　名	講　習　日		受講定員
	日　程		
第３回 フォークリフト運転技能講習会 （11h･31h）	4日間 （31時間） ※2日間 （11時間）	平成22年11月 ※詳しくは30P、31Pをご参照下さい。	50名
第4回 フォークリフト運転技能講習会 （11h･31h）	4日間 （31時間） ※2日間 （11時間）	平成23年３月	50名
第４回 はい作業主任者技能講習会	2日間	10月 ※詳しくは27P、28Pをご参照下さい。	100名
第５回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月	100名
第６回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成23年2月	100名

場所は主に神戸市（兵庫県トラック協会研修センター）を予定
※フォークリフト運転技能講習の2日間（11時間）講習については、現在業務規定を改正中ですので
詳細は、決定次第お知らせ致します。

燃料価格情報

軽油「元売別」購入価格表（平成22年7月末現在）　（単位：円／リットル）

区分／元売名	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均	
新日本	92.05	92.40	101.58	99.00	兵ト協調べ
出光	91.10		98.57	100.00	兵ト協調べ
Jエナジー				100.00	兵ト協調べ
コスモ	90.63	92.47	103.53	102.00	兵ト協調べ
昭和シェル	92.50			105.00	兵ト協調べ
モービル	88.80		99.00		兵ト協調べ
エッソ	89.60			110.20	兵ト協調べ
ゼネラル	89.00				兵ト協調べ
その他	91.48	93.85	98.85	99.10	兵ト協調べ
総計	90.93	93.14	100.60	101.71	兵ト協調べ
22／6 全国平均	93.13	調査なし	99.89	99.11	全ト協調べ
22／6 近畿平均	91.89	調査なし	100.58	98.23	全ト協調べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）　（単位：円／リットル）

区分／集計月	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均
平成21年8月	80.42	81.64	87.57	88.38
平成21年9月	82.87	84.27	89.40	86.86
平成21年10月	84.57	86.77	92.63	92.48
平成21年11月	82.43	86.87	91.32	90.37
平成21年12月	85.73	88.15	92.48	91.15
平成22年1月	85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年2月	87.62	90.23	96.75	94.55
平成22年3月	87.10	89.50	96.77	93.18
平成22年4月	88.53	90.54	96.65	95.56
平成22年5月	92.30	94.37	100.13	98.38
平成22年6月	93.43	96.41	102.58	99.43
平成22年7月	92.12	96.02	102.46	98.33
平成22年8月	90.93	93.14	100.60	101.71
年間平均	87.18	89.81	95.65	94.32

※前月分の価格データーを集計しています。　（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
22.7.28	明石	一般	㈲アイテック物流	林田和子	〒719-2228 岡山県新見市足見83番地1 ☎ 0867－75－2101 FAX 0867－75－2104
22.7.29	西宮	一般 利用	機設工業㈲	定森清尊	〒663-8142 西宮市鳴尾浜2丁目14番 ☎ 0798－44－0760 FAX 0798－44－0755
22.8.6	北播	一般	㈲川上運送	川上武彦	〒677-0122 多可郡多可町八千代区下野間482-1 ☎ 0795－30－6235 FAX 0795－30－6235

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
22.8.3	東部	一般 利用	㈲南星工業	昇重伸
22.8.4	東部	一般	㈲樹英産業	池本英樹
22.8.18	西播	一般	稲屋㈲	吉識伸一
22.8.18	東部	一般	山田運油興業㈱	山田佐市
22.8.20	東部	一般 利用	神戸吉川輸送㈱	寺田武彦

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	(旧)	(新)
22.7.21	P. 36	代表者	㈱三好商店 橋本康男	山本忠行
7.22	P. 2	代表者	一宮オイルサービス㈱ 古佐小正則	茅原賢逸
7.26	P. 84	代表者(1名減)	㈱平安 富山アキ子・兼松宏行	兼松宏行
7.27	P.187	代表者	㈱ブルーム 前田良樹	岡本則幸
7.29	P.201	代表者	㈲北近畿環境開発 清水千苗	清水勇作
7.29	P.191	代表者	ユシロ運送㈱ 山中靖彦	横山正
8.2	P.211	代表者	㈲清和興業 真奥良夫	森崎和泰
8.5	P.110	住所	㈲よしくら運送 神戸市長田区御蔵通6丁目55－3	〒651-2222 神戸市西区押部谷町木津279－3
8.6	P.13	代表者・住所	㈱トラック共同運輸 神戸市中央区港島8丁目12 中嶋重正	〒650-0045 神戸市中央区港島9丁目11－1 藤井和重
8.9	P. 32	譲渡譲受	㈲大栄衛生	㈱大栄
8.17	P.138	代表者	㈱千鳥建設 門脇弘	松本美栄子
8.18	P. 33	代表者	テック物流㈱ 三ッ橋忠久	澤田利行

協会日誌

月日	行事名	場所
8・2	兵ト協　交付金運営委員会	兵ト協
	海コン部会兵庫大阪合同役員会	センタービル
4	五ブロック女性経営者交流会　正・副会長会議	ホテルグランヴィア大阪
5	ＫＴＳ「事務局担当者会議」	滋賀県トラック協会
	第9回 神戸市自動車公害対策推進連絡会	神戸市役所3号館２Ｆ
6	全ト協税制問題小委員会	太閤園（大阪）
9	運行管理者試験事前研修	兵庫県農業会館
12	兵青協「役員会」	和ダイニング三日潮
18	近畿6府県適正化事業部長（課長）会議	ホテルHOPINN（JR尼崎駅前）
	兵庫県大気連・瀬戸内環保連合同研修会	兵庫県民会館
20	兵ト協ニュース等配送事業者選定会	兵ト協
	近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰式	大阪歴史博物館講堂
22	運行管理者試験	神戸ファッションマート
23	兵ト協　正副会長会議	兵ト協
	兵ト協　常任理事会・理事会合同会議	兵ト協
	ＫＴＳ「正副会長会議」	和歌山市
24	県合同防災訓練会議	丹波市氷上保健センター
	第67回　全ト協税制対策委員会	全ト協
	海上コンテナ部会適正化委員会	センタービル２Ｆ会議室
25	はい作業主任者技能講習	兵ト協
26	はい作業主任者技能講習	兵ト協
27	スタンプラリー実行委員会	兵ト協
	全ト協　第200回常任理事会	第一ホテル東京
	道運研　第49回評議員会	第一ホテル東京
28	近畿フォークリフト運転競技大会	滋賀県クレフィール湖東
30	防災週間	全国
	兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会	兵庫労働基準連合会
31	近畿トラック協会　幹事会	大ト協
	— 9月の予定 —	
9・2	フォークリフト運転技能講習会［学科］	兵ト協
	グリーン経営講習会	難波御堂筋ホールＨＡＬＬ８Ａ
3	神戸市道路利用者会議　理事会	ラッセホール
	兵庫県道路利用者協会　理事会・総会	ラッセホール
	全ト協利用運送・積合部会「正副部会長・監事合同会議」	東京都千代田区「主婦会館」
	全ト協「第６回利用運送・積合部会」	東京都千代田区「主婦会館」
	兵青協ＨＯＴ21定例会	神戸市中央区
4	県合同防災訓練	丹波市
5	フォークリフト運転技能講習［実技］	(社)神戸港湾教育訓練協会
	兵青協　第15回チャリティーゴルフコンペ	兵庫県神崎郡「フォレスト市川ゴルフ倶楽部」
6	自動車関係団体連絡会	自動車会館
8	第1回 ひょうご・神戸マラソン（仮称）実行委員会	兵庫県公館
	近畿ブロック事務局連絡会議	滋賀県大津市「明日都浜大津ふれあいプラザ」
9	経営診断受診促進説明会	兵ト協
	全ト協ダンプカー部会	高知市自由民権会館
10	重量・鉄鋼部会「正副・監事合同会議」	兵ト協
	重量・鉄鋼部会「役員会」	兵ト協
11	フォークリフト運転技能講習［実技］	(社)神戸港湾教育訓練協会
12	フォークリフト運転技能講習［実技］	(社)神戸港湾教育訓練協会
13	交通安全協会交通安全功労者等表彰式	楠公会館
	全ト協労働委員会	全ト協
	兵青協　第3回評議員会	兵ト協
14	兵庫県環境審議会大気環境部会	兵庫県職員会館１Ｆ
15	ダンプ部会役員会・情報交換会	兵ト協
	全ト協百貨店部会「正副部会長・監事合同会議」	ホテルグランヴィア京都
	全ト協百貨店部会「総会」	ホテルグランヴィア京都
16	アルコールチェッカー合同展示会	兵ト協
	苦情対応小委員会	兵ト協
	三木会	兵ト協
17	アルコールチェッカー合同展示会	兵ト協
	天狼会　例会	兵ト協
21	秋の全国交通安全運動	全国
22	交通安全県民大会	兵庫県公館大会議室
	兵庫県トラック運輸厚生年金基金　代議員会	
24	兵ト協　総務委員会	兵ト協
25	取扱部会「平成22年度見学会」	加東市・ブリヂストンタイヤ再生工場　他
26	全国フォークリフト運転競技大会	埼玉県トラック総合教育研修センター
27	交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭	生田神社会館
	— 10月の予定 —	
10・4	第15回全国トラック運送事業者大会	パシフィコ横浜
	全ト協　正副会長会議	
11	トラックの日イベント　スタンプラリー等	高浜岸壁（ハーバーランド）
13	はい作業主任者技能講習	兵ト協
14	はい作業主任者技能講習	兵ト協
	全国道路利用者会議　第60回全国大会及び道路視察	北海道
15	中小トラック事業者IT化推進セミナー	兵ト協
	全国道路利用者会議　第60回全国大会及び道路視察	北海道
16	ひょうごエコフェスティバル2010	三田市尼寺（県立有馬富士公園）
21	整備管理者選任後研修	兵庫県農業会館
23	高圧ガス保安促進週間	全国
	ドライバーコンテスト全国大会学科競技	自動車安全運転センター中央研修所
24	ドライバーコンテスト全国大会実科競技	自動車安全運転センター中央研修所（茨城県）
25	ドライバーコンテスト全国大会表彰式	京王プラザ
26	兵庫県高圧ガス大会予定	兵庫県公館
28	整備管理者選任後研修	和田山町文化会館
29	第40回物流セミナー	ＡＮＡクラウンプラザホテル